

# 母子生活支援施設の入所案内

## 1 母子生活支援施設とは

18歳未満の児童を扶養する母子世帯又はこれに準ずる事情にある世帯であって、生活、住宅、就職等解決困難な問題により、児童の福祉に欠けるところがある場合に、入所することができる児童福祉施設です。

利用者の意向を尊重しつつ、自立に向けた目標設定を行い、生活の場であればこそできる日常生活支援を提供します。

## 2 施設の概要

### (1) 施設職員

施設長、母子支援員、少年指導員、保育士、用務員等、嘱託医（非常勤）等

### (2) 建物の概要

母子室（世帯ごとに独立して生活できる空間）、集会室、学習室、トイレ、浴室、洗濯場、事務室

### (3) 施設での主な決まりごと

門限 施設により時間は異なりますが、門限があります。

外泊 事前に「外泊届」の提出が必要です。

来客 親族以外の男性の方は出入り禁止です。

当番 トイレ、廊下、雪かき等は当番制で行います。

母の会 行事連絡や利用者からの要望等を話し合います（要会費）。

自動車 駐車場の設備はありません。

生き物 生き物を飼うことはできません。

宗教・政治活動 個人の自由ですが、施設内での勧誘・集会は禁止です。

## 3 入所した場合の徴収金

市町村民税の課税状況等により、徴収金の支払が必要です。

このほか、居室での公共料金（電気・水道・ガス・灯油等）は、各自負担となります。

<徴収金負担額の例>

世帯の課税状況（階層区分）	負担額（月額）
非課税・生活保護世帯	0円
課税世帯 均等割の額のみ世帯	1,300円
所得割の額が9,000円以下の世帯	1,900円
〃 9,001円～27,000円	4,500円
〃 27,001円～57,000円	6,700円
〃 57,001円～93,000円	9,300円
〃 93,001円～177,300円	14,500円

## 4 入所手続き

### (1) 申込・相談

お住まいの区健康・子ども課に御相談ください。  
申込時に入所希望施設に空室がなければ入所できません。

### (2) 必要書類

- ア 母子生活支援施設入所申込書
- イ 課税状況等を確認する書類（所得（市・道民税）証明書、生活保護受給証明）
- ウ 母子の戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄（抄）本）
- エ 世帯全員の住民票
- オ 入所者全員の健康診断書（かかりつけ医等で受診）

※ このほかの書類も必要となる場合があります。詳しくは、各区申込窓口に御相談ください。

※ 母親が市町村民税非課税の場合、所得（市・道民税）証明書（市町村民税の額が0円の証明書）を下記センターへ提出して受診した場合に限り、健康診断料が無料になります。

4歳以上 | 札幌市複十字総合検診センター(北区北8西3札幌エルプラザ5階)  
乳幼児 | 各区保健センター

## 5 施設の御案内

施設	定員	住所	電話
札幌あいりん荘	20世帯	豊平区豊平4条3丁目3番26号	011-841-2777
すずらん	20世帯	中央区北1条東8丁目1番地	011-251-8302
伏見寮	20世帯	中央区伏見2丁目2番79号	011-561-2021
もいわ荘	20世帯	南区川沿5条4丁目2番5号	011-571-9585

## 6 お問い合わせ先 | 各区 健康・子ども課 子ども家庭福祉（担当）係

中央区		011-205-3354	豊平区		011-822-2473
北区		011-757-2563	清田区		011-889-2051
東区		011-711-3214	南区		011-522-5780
白石区		011-861-0336	西区		011-621-4242
厚別区		011-895-2499	手稲区		011-688-8597

母子生活支援施設の入所案内

(札幌市子ども未来局 | 令和6年7月改訂)